示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 11 日
静岡労働局長　柳瀬　倫明
第４号中「１時間744円」を「１時間758円」に改める。
附　則
この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 11 日
岡山労働局長　上市　貞満
第４号中「１時間752円」を「１時間762円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第７号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成 25 年 11 月 11 日
沖縄労働局長　谷　　直樹
第４号中「１時間677円」を「１時間683円」に改める。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十五年十一月十一日
東北経済産業局長　守本　憲弘
一　件名　仙台市ガス局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十五年十二月二十五日　午前十一時から
三　場所　仙台合同庁舎八階講堂（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（平成二十六年四月の消費税率及び地球温暖化対策税の引き上げ時期に合わせ、これらの増加費用分等を料金に転嫁するためにガス料金総原価の見直しを行うことによる料金改定。）
2　申請者からの申請資料については、東北経済産業局のホームページ（http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/13102lshinsei.html）に掲載する。なお、当該資料については、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに仙台市ガス局（宮城県仙台市宮城野区幸町五丁目十三番一号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を、メールアドレスを付記することがある場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「仙台市ガス局関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十二月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「仙台市ガス局関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十二月十日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

別記

様式

意見陳述届出書
東北経済産業局長　殿
届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
（メールアドレス）
職　業

仙台市ガス局申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。
（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 25 年 11 月 11 日　　東京地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。
記
1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成25年第２号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年11月11日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成23年12月頃から平成24年３月頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人門田大輔らにより行われていた、かつて詐欺被害と思われる損害を被った被害者らを対象に、外国通貨購入のパンフレットを送付した上で、稼働実態のない会社の会社員を装って電話をかけ、かつての被害金額を取り戻せるなどとの話をきっかけにして、外国通貨を購入したいが、パンフレットが送付された者しか外国通貨を購入できないので、代わりに申し込んで資金を立て替えてくれれば、必ず立替金は返すし、取り戻した被害金額も合わせて渡す旨うそを言い、資金立替金名目等で、被害者から指定口座に振込入金を受け、又は直接現金を受け取る行為（主な犯行態様について後記４を参照）。